

# すすかけ台駅周辺地区バリアフリー基本構想

2013年3月

町田市

## 目 次

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1. すすかけ台駅周辺地区における移動等円滑化の基本方針.....    | 1 |
| 2. 重点整備地区の位置・区域.....                 | 2 |
| (1) 設定にあたっての考え方.....                 | 2 |
| (2) 重点整備地区の位置・区域.....                | 2 |
| 3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項... | 3 |
| (1) 生活関連施設の設定.....                   | 3 |
| (2) 生活関連経路の設定.....                   | 4 |
| 4. 実施すべき特定事業.....                    | 6 |
| (1) 公共交通特定事業.....                    | 6 |
| (2) 道路特定事業.....                      | 7 |
| (3) 建築物特定事業.....                     | 9 |
| 5. バリアフリー部会でのその他意見.....              | 9 |

# 1. すずかけ台駅周辺地区における移動等円滑化の基本方針

## 地区概況

### 【概況】

○すずかけ台駅周辺は、市内の南端に位置し、住宅が多い地区である。

### 【人口等】

○人口：約 15,000 人

○高齢者数：65 歳以上は約 3,300 人（21%）、75 歳以上は約 1,400 人（9%）

### 【交通網】

○東急田園都市線すずかけ台駅があり東京都心方面と結ばれている。

○すずかけ台駅の平均乗降客数は 11,507 人/日である。

○バス路線は、1 系統あり、すずかけ台駅を中心に西方向にバスルートが伸びている。

○道路は、国道 246 号、町田街道といった主要幹線道路が地区内を通っている。

### 【上位計画での位置づけ】（町田市都市計画マスタープランより）

#### ○すずかけ台駅の位置づけ

すずかけ台駅は「生活中心地」に位置づけられ、公共交通を支える都市基盤の整備、地域密着型の公共公益施設の充実、魅力ある商業地の育成を図っていく地域としている。

#### ○南地域の目標

- ・南の玄関口である副次核を中心に、にぎわい・交流が生まれるまち
- ・良好な住環境を継承しながら、身近な水とみどりに親しみ健康的に住みつけられるまち
- ・広域的な交通利便性を活かして新たな産業をよびこみ、産業と暮らしが共存できるまち

#### ○まちづくりの方針

にぎわいと交流を創出するまちづくり（拠点活性化）

成瀬、つくし野、すずかけ台の各駅周辺、金森の生活中心地の育成

成瀬、つくし野、すずかけ台の各駅周辺や金森周辺は、生活中心地として歩いて暮らせるコンパクトなまちの中心となるよう、それぞれの地域特性を活かしながら、生活の利便性を向上させるような機能の充実を検討します。

### 【主要な問題点、課題】

○街路樹の根上り、街路樹の張り出し ○目の大きいグレーチング

○歩道の段差、切下げ部の勾配、破損

○坂道の勾配

○誘導ブロックの破損、途切れ、不適切な配置

○駅への案内板がない

## 基本理念

地区全体の移動の円滑化整備の方向性を示します。

### 【地域の概況】

○すずかけ台駅は地域コミュニティ活動の拠点、日常生活を支える身近な商業地として魅力ある生活核であり、道路には街路樹が植えられ、歩いていくことができる公園も近くにあり、緑豊かな街並みが形成されている。

### 【交通マスタープランとの整合性】

交通マスタープランの基本目標である「だれもが中心市街地へ訪れやすく、回遊して楽しめるようにする」の実現に向けて、

○高齢者や障がい者、子ども、商業施設や公園を訪れる来訪者など、だれもが鉄道駅やバスの乗り換えがしやすい利便性の高い環境を目指す。

○日常の買い物やコミュニティ活動、週末の買い物・レジャーを楽しむため、安心して移動でき、緑の街並みを楽しみながらゆったりとした気分で歩くことのできる環境を目指す。

○市民や民間等の連携や協力のもと、公共公益施設だけでなく、民間建物等のバリアフリー化を進めて利用しやすい環境を目指す。

- ①高齢者や障がい者、子ども、来訪者などだれもが鉄道やバスを利用しやすく、
- ②安全・安心、そしてゆったりとした気分で移動できるよう、
- ③連携や協働により共に築き上げるまちづくりを目指す

## 基本方針

基本理念を達成するための方針について示します。

### 【地域の現状やまちづくり将来像から】

○すずかけ台駅は、日常生活に関わる多様なサービスが享受できる商業施設や公共公益施設が立地する「生活中心地」である。

### 【バリアフリー化における問題点から】

○すずかけ台駅は、地形の関係上、歩道の縦断勾配や切り下げ勾配等において問題がある。

○坂による勾配は改良が難しいものの、細かな改修・整備によりバリアフリー空間を早期に確保することが求められる。

### 【心のバリアフリーにおける課題から】

○車いすでの歩行が困難な急勾配な坂がある。

○歩道切下げ勾配が坂道に位置していることから歩きづらい。

○駅周辺の歩道では、駅への案内板が少なく分りづらい

**すべての人が安心して鉄道やバスを利用し、移動の連続性に配慮したまちづくりを目指す**

○すずかけ台駅、駅前のバス停といった交通結節点においてスムーズに移動できるよう、利用しやすい設備整備や、案内・誘導等を充実する。

○交通拠点から各主要施設へスムーズに移動できるよう、通路等のバリアフリー化や案内・誘導を充実する。

**きめ細やかな整備や改修を実施することで、バリアフリー空間の拡大・早期実現を目指す**

○生活関連経路では、バリアフリー化に向けた改修の早期実現を目指すとともに、適切な維持管理に努める。

○生活関連経路からの施設や商店への接続部について、施設主と協力しながらバリアフリー空間の連続性に配慮する。

○生活関連施設では、障がい者に配慮した出入り口や通路幅の確保、各種設備への案内表示の充実など、誰もが利用しやすい施設整備を施設主と協力しながら進める。

**関連する事業との整合性を図り、行政・事業者・市民等の協働によるバリアフリー化の推進を目指す**

○行政、各交通事業者、民間事業者、市民がそれぞれの責務を果たしながら、協働によりバリアフリー化を推進する。

## 2. 重点整備地区の位置・区域

### (1) 設定にあたっての考え方

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」(概ね下記の内容)に従い、すすかけ台駅周辺地区における重点整備地区を設定した。

#### 【重点整備地区】

- 都市機能(業務・商業施設等)が集積している範囲
- 高齢者・障がい者等を含めた不特定多数の人が利用する施設(商業施設、医療施設、官公庁施設等)を含む範囲
- 一般的な徒歩圏域:  
すすかけ台駅を中心として半径 500m内外の各施設が集積するエリア

#### 【重点整備地区内と隣接部の施設について】

- 重点整備地区内の生活関連施設についてはネットワークで経路を設定
- 隣接部の生活関連施設(重点整備地区外の駅を中心として半径 1km 以内に立地する主要な公共施設・公園等)までの経路を設定

### (2) 重点整備地区の位置・区域

「(1) 設定にあたっての考え方」によりすすかけ台駅周辺地区における重点整備地区を設定した。(図-1 参照)

#### 【対象面積】

重点整備地区:約 3ha

### 3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項

#### (1) 生活関連施設の設定

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に従い、生活関連施設として特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設等を設定した。

##### 【特定旅客施設】

すずかけ台駅周辺地区における旅客施設のうち、特定旅客施設（利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれること、その他の政令で定める要件（3,000人/日以上…バリアフリー法）に該当するもの）は以下に示す施設となっている。

表-1 特定旅客施設の概要

| 特定旅客施設名称          | 施設管理者    | 平均乗降人員数(人/日)    |
|-------------------|----------|-----------------|
| 東急田園都市線<br>すずかけ台駅 | 東急電鉄株式会社 | 11,507人(2011年度) |

##### 【官公庁施設、福祉施設その他の施設】

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を踏まえ、駅周辺1km圏域を対象に、官公庁施設（市役所等）、福祉施設（老人福祉施設、障がい者福祉施設等）の他、高齢者、障がい者等の不特定多数の利用が多いと考えられる病院、集会所、郵便局、保健所、図書館、商業施設の他、指定避難場所等にも指定されている学校や、公園・特定路外駐車場を抽出し、生活関連施設として設定した。（表-2・図-1参照）

表-2 生活関連施設一覧

| 分類・凡例           | 施設名            |
|-----------------|----------------|
| 市役所・<br>市民センター等 | すずかけ会館         |
| 銀行              | 城南信用金庫 すずかけ台支店 |
| その他公園(都市公園以外)   | 南つくし野やなぎ公園     |

## (2) 生活関連経路の設定

(1) で設定された生活関連施設間を結ぶ生活関連経路について、特定旅客施設など主要な施設からのアクセスや、ネットワーク形成、高齢者、障がい者等の利用状況を考慮し、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」(概ね下記の内容)に示す視点・考え方により設定を行った。

(図-1 参照)

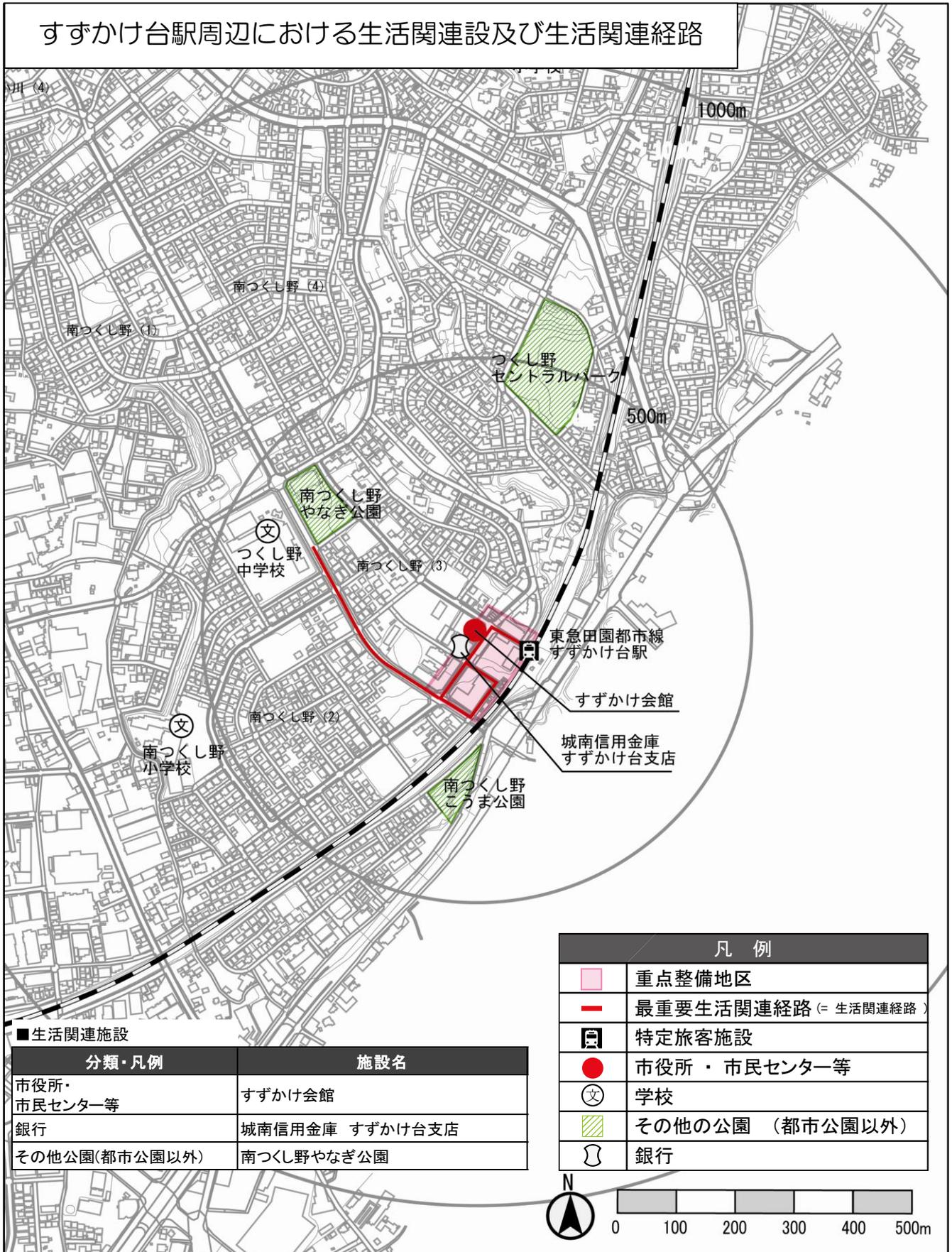
### 【生活関連経路の設定】

- 主要な生活関連施設間を結ぶ最短経路を優先的に選定
- その他生活関連施設へのアクセス経路を追加
- 利用者意向調査による利用が多い経路を追加

※小学校等の学校施設については、避難場所等への指定や、スポーツ施設の一般開放等が進められ、地域において重要な施設に位置づけられる。しかし、一般市民が日常的に利用する施設ではなく、駅からのアクセスがメインではないことや、車やバスでのアクセスが想定されるため、基本的には生活関連経路で結ばない。

※その他、日常的に利用しない施設も同様とする。

図-1 すずかけ台駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路



## 4. 実施すべき特定事業

### (1) 公共交通特定事業

#### a) 公共交通特定事業の対象

公共交通特定事業を実施する箇所は以下の特定旅客施設とバス停を対象とする。

##### 【特定旅客施設】

東急田園都市線 すすかけ台駅

なお、上記鉄道の車両と各鉄道駅を発着するバス車両は、特定車両として公共交通特定事業の対象となる。

##### 【公共交通特定事業の対象となるバス交通】

| 種 類  | 事 業 者 名     |
|------|-------------|
| 路線バス | 神奈川中央交通株式会社 |

#### b) 公共交通特定事業の事業内容

ここでは、公共交通特定事業の主な事業内容（対象施設、対策の考え方、整備内容、整備時期）を示す。

なお、対策の考え方には、「公共交通移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。

（表-3 参照）

##### <整備時期>

短 期：概ね3年以内（～平成27年度）

中 期：5年以内 （～平成29年度）

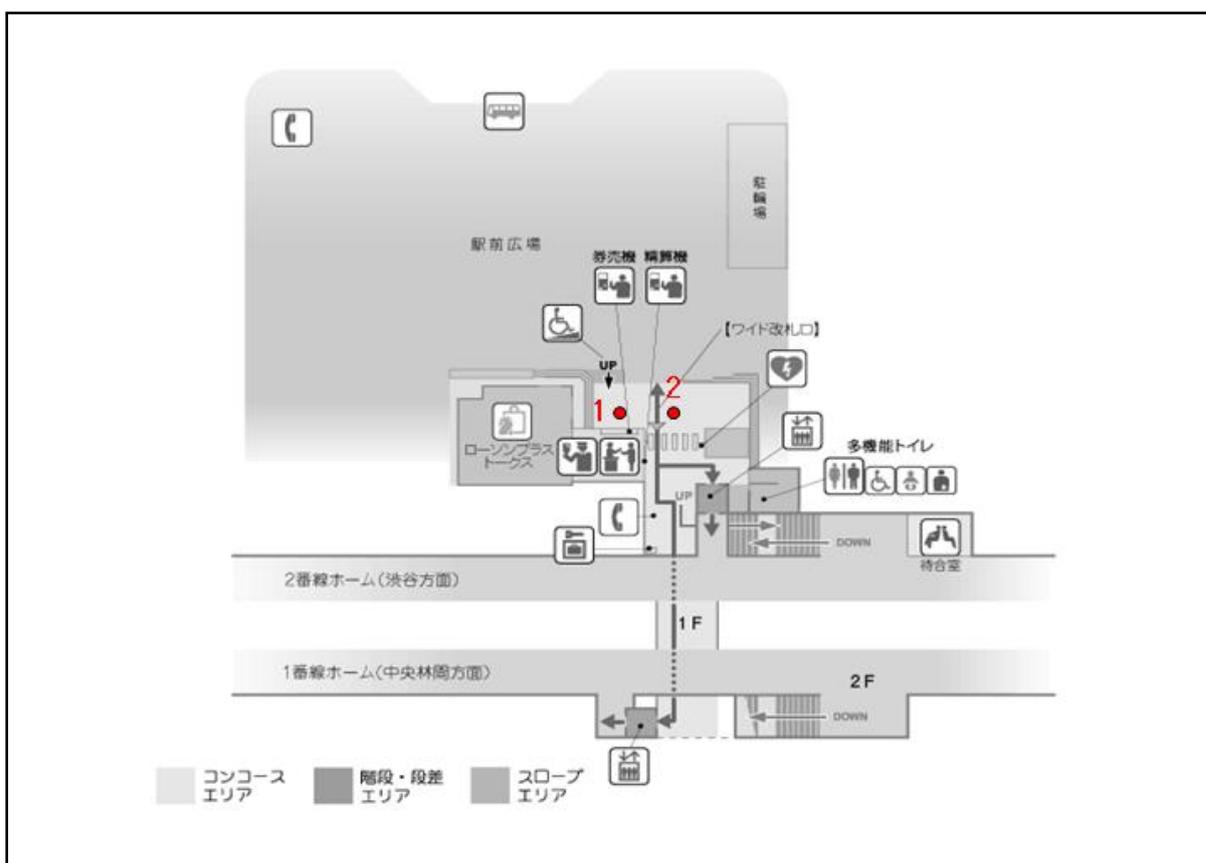
長 期：6年以上 （平成30年度以降）

順次導入：適時実施していく事項

表-3 事業内容（公共交通特定事業）

| 対象施設   | 対策の考え方           | 整備内容   | 整備時期 | 位置番号 |
|--------|------------------|--|------|------|
| すずかけ台駅 | 利用しやすいきっぷ売り場への改修 | 駅舎の改修  | 長期   | 1    |
|        | 視覚障がい者用誘導案内設備の整備 | 音響案内装置の設置  | 長期   | 2    |
| 路線バス   | バス乗降時における安全性の確保  | ・低床バスの導入<br>・職員による障がい者・高齢者への対応<br>(講習会等によるバリアフリー教育の実施) | 順次導入 | -    |

図-2 事業位置（公共交通特定事業）



## (2) 道路特定事業

### a) 道路特定事業の事業内容

ここでは、生活関連経路について、主な事業内容（対象箇所、対策の考え方整備内容、整備時期）を示す。（表-4 参照）

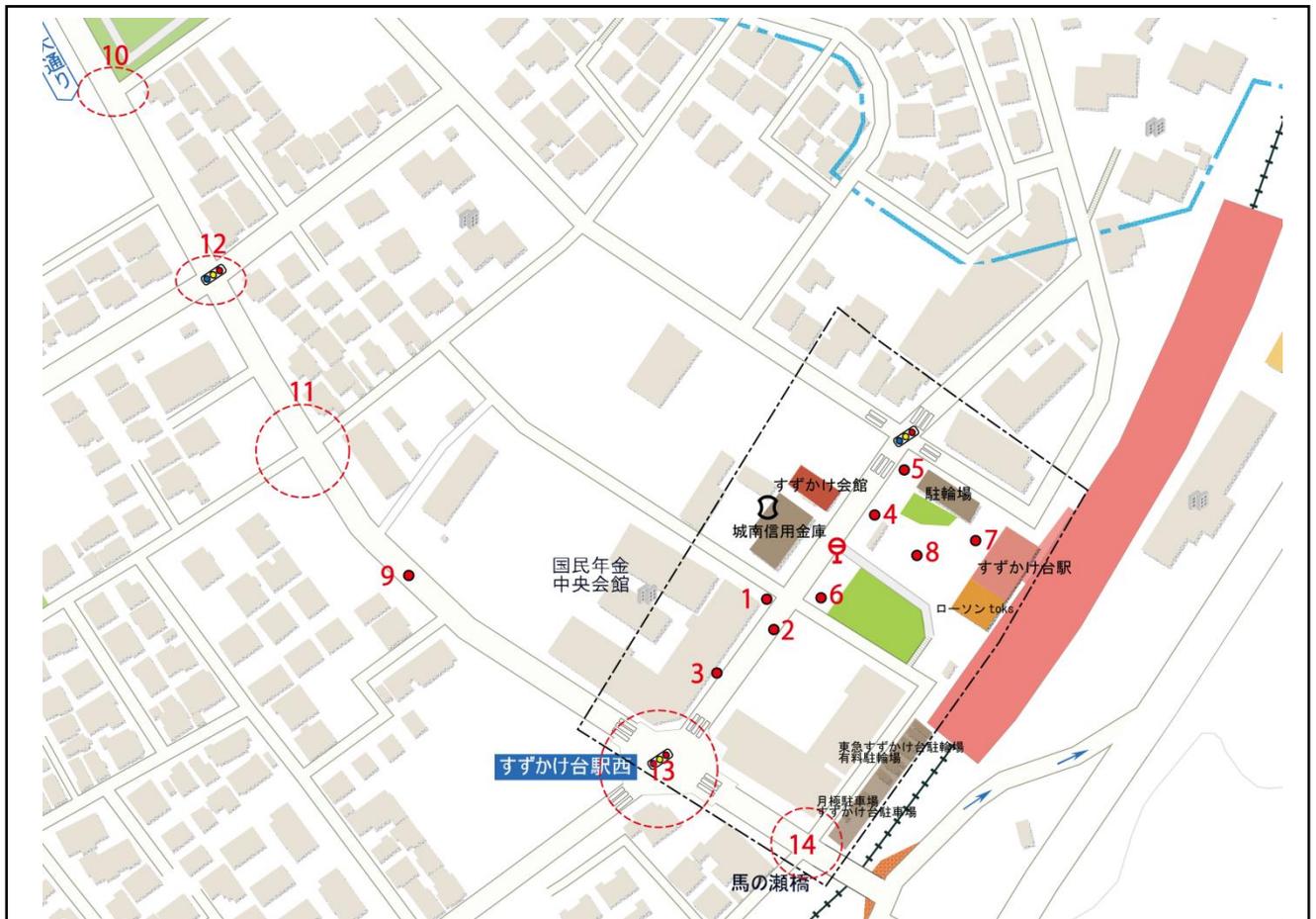
対策の考え方には、「道路移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。

その他の生活関連経路については、各種関連事業と整合性を図りながら検討する。

表-4 すずかけ台駅周辺地区 事業内容（道路特定事業）

| 対象箇所                       | 対策の考え方                             | 整備内容                             | 整備時期 | 位置番号 |
|----------------------------|------------------------------------|----------------------------------|------|------|
| 駅前の道路                      | 舗装の改善、歩道空間の縦断勾配の改善                 | 歩道の舗装改善                          | 長期   | 1    |
|                            | 舗装の改善                              | 歩道の舗装改善                          | 短期   | 2    |
|                            | 街路樹樹と歩道の段差の改善                      | 街路樹樹の改善                          | 短期   | 3    |
|                            | 視覚障がい者誘導案内用設備の整備                   | 視覚障がい者誘導用ブロックの整備                 | 中期   | 4    |
|                            |                                    |                                  | 中期   | 5    |
|                            | 視覚障がい者誘導案内用設備の改善                   | 視覚障がい者誘導用ブロックの改善                 | 短期   | 6    |
|                            | 歩行空間の安全性の確保                        | グレーチングの改善                        | 中期   | 7    |
| 案内・サインの改善                  | 駅案内を設置                             | 長期                               | 8    |      |
| 南つくし野やなぎ公園～<br>駅西交差点の道路    | 舗装の改善                              | 歩道の舗装改善                          | 短期   | 9    |
|                            | 視覚障がい者誘導案内用設備の改善                   | 視覚障がい者誘導用ブロックの改善                 | 長期   | 10   |
|                            | 歩道空間の縦断勾配・横断勾配の改善と視覚障がい者誘導案内用設備の改善 | 歩道の縦断勾配・横断勾配の改善と視覚障がい者誘導用ブロックの改善 | 中期   | 11   |
|                            | 視覚障がい者誘導案内用設備の改善                   | 視覚障がい者誘導用ブロックの改善                 | 中期   | 12   |
| 駅西交差点～<br>駅アクセス道路との<br>交差点 | 歩道空間の縦断勾配の改善と視覚障がい者誘導案内用設備の改善      | 視覚障がい者誘導用ブロックの改善                 | 長期   | 13   |
|                            | 歩道空間の縦断勾配・横断勾配の改善と歩行空間の改善          | 歩道の縦断勾配・横断勾配の改善と歩道の舗装改善          | 長期   | 14   |

図-3 事業位置（道路特定事業）



### (3) 建築物特定事業

#### a) 最重要生活関連施設の設定

特定旅客施設を除く生活関連施設において、優先的に整備を進める「最重要生活関連施設」について、実現性や高齢者や障がい者を含む不特定多数の人によく利用される公共性の高さを考慮して選定した。

選定の考え方及び最重要生活関連施設は次のとおりである。

#### 【最重要生活関連施設】

公共施設のうち利用圏域が広域の施設、本部等核となる施設（地区レベルも含む）、高齢者や障がい者がよく利用する施設

○すずかけ会館

#### b) 特定事業の事業内容

対策の考え方としては、国の「建築物移動等円滑化基準」に適合することであるが、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準適合を目標とする。

各施設の事業内容や実施時期は、各施設で建物の構造や改築等費用の確保など困難な課題があることから、順次事業を進めていくこととする。

## 5. バリアフリー部会でのその他意見

本基本構想の策定にあたり開催した、学識経験者、障がい者団体、交通事業者、地域住民等で構成されている「町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会」において、様々な意見が出された。

その中で、基本構想の特定事業として位置づけることが難しいものの、今後、長期的な視点で検討が必要な事項について以下に示す。

#### ○心のバリアフリーに向けた取り組み

すずかけ台駅周辺では、地形の関係上、車いすの自走が困難である急な坂道があり、道路・歩道の改良により坂の勾配を解消することは、難しいと考えられる。

そのため、交通手段等の確保や交通結節点における移動をスムーズにするなど、多様な対策を検討する必要がある。

また、坂道等の問題だけではなく困っている方に助力する心のバリアフリー化は、当たり前のこととして生活に浸透させる必要がある。

そのため、地区内の住民や子供たち、事業者を対象として、心のバリアフリーやマナーの向上などの広報や啓発活動を実施する必要がある。



すずかけ台駅周辺の坂道

すずかけ台駅周辺地区バリアフリー基本構想

|       |   |
|-------|---|
| 発行年月  | 2013年3月   |
| 発行者   | 町田市<br>〒194-8520 町田市森野2-2-22<br>電話 042-722-3111 |
| 刊行物番号 | 12-103  |
| 編集    | 町田市都市づくり部交通事業推進課                                |
| 印刷    | 株式会社芳文社   |

